

友愛園居宅介護支援事業所

(居宅介護支援事業所)

令和8年4月1日現在

1. 事業目的

事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者の意向に沿うよう適切、総合的なサービスが提供されるように配慮します。
- (3) 常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- (4) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整を行います。介護保険施設への入所を希望する場合にあっては介護保険施設への紹介その他の便宜を行います。
- (5) 事業の実施にあたっては、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)」その他関係法令等に基づき運営します。
- (6) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 業務運営方針

- (1) 利用者の尊厳を守り、思いや価値観を大切に利用者中心のケアマネジメントを提供します。
- (2) 法令を遵守し、事業活動を通じて住みよい地域づくりに貢献します。
- (3) 専門職としての自覚を持ち、資質向上に努め、地域福祉の発展に貢献する人材を育成します。

4. 事業所概要

- (1) 名称 友愛園居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 金ヶ崎町西根揚場後8-8
- (3) 介護保険指定番号 第0372500017号
- (4) 事業者 社会福祉法人友愛会 理事長 小野寺 逸夫
- (5) 職員体制及び職務内容 管理者1名(主任介護支援専門員)、介護支援専門員2名
- (6) 営業時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
(日曜日、国民の祭日、12月30日～1月3日を除く。)

5. サービス内容

- (1) 要介護者(家族)への支援相談
- (2) 市町村・居宅サービス事業者、介護保険施設、ボランティア等との連携支援
- (3) 居宅介護支援サービス計画の作成・変更
- (4) サービス計画の連絡調整
- (5) サービスの継続的な管理と評価等

6. サービス利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
交通費は無料です。

7. 事業実施地域

金ヶ崎町

8. 事故発生時の対応

当事業所では、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存いたします。
また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. サービスに関する苦情

(1) 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情賜ります。

- ・受付担当者：所長 及川 秀和 介護支援専門員 佐藤 江里佳
- ・苦情解決責任者：所長 及川 秀和

電話 0197-44-4111(友愛園)、44-4400(居宅介護支援事業所)

(2) その他

当事業所以外に、国保連合会や市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・市町村 金ヶ崎町介護保険担当課 電話 0197-44-4560
- ・岩手県国保連合会 電話 019-623-4325

10. 秘密の保持

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を提出します。